

厚生労働省静岡労働局発表

令和3年12月21日(火)



静岡労働局 職業安定部 訓練室
 室長 小谷野 守弘
 地方人材育成対策担当官 澤畑 勝登
 電話：054-271-9956
 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構
 静岡支部 求職者支援課長 隆 直人
 電話：054-285-7152

求職者支援制度が利用しやすくなります！

- 受講要件を緩和する特例措置を設けます
- 令和4年1～3月に訓練を集中的に実施します

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた方や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者等に、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供する求職者支援制度の活用を進める特例措置などが設けられ、非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援が強化されます（令和4年3月末まで）。

これを受け、静岡労働局（局長 石丸哲治）及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部（支部長 畑英明）では、令和4年1月～3月に県内で求職者支援訓練25コースを集中的に設定し、訓練の受講を必要としている方により多くの受講機会を提供します。

1. 求職者支援制度の特例措置の内容(令和4年3月末までの時限措置)

- 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和
理由を問わず訓練実施日の2割まで欠席を認める。
- 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和
世帯収入要件を月25万円以下から月40万円以下へ緩和。
- 訓練対象者の拡大
転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象。



2. 設定コースの概要

- ビジネス・パソコン実務、医療事務・介護福祉、IT・デジタル、Webデザイン分野の25コースを県内、東部・中部・西部で開催、うち**IT・デジタル分野で東部では初開催**。
- IT・デジタル分野のコース(現在募集中のみ掲載)

コース名	訓練実施場所	定員	訓練期間	募集締切日
① 製造現場に役立つ『エクセルVBA科』(短期間)	沼津市	20名	3/1(火)～3/31(木)	2/2(水)
② 学ぼう!ExcelVBAプログラミング科(短期・短時間)	静岡市駿河区	12名	3/25(金)～5/27(金)	3/1(火)
③ 学ぼう!Pythonプログラミング科(短期・短時間)	静岡市駿河区	12名	3/28(月)～5/27(金)	3/2(水)

- 受講対象者 ハローワークに求職申込をしている離職者の方等
- 受講料 無料(テキスト代 自己負担有 ①2,860円、②4,026円、③8,228円)
- 申込先 住所を管轄するハローワーク

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、**再就職、転職、スキルアップ^(*)**を目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度**です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します
- **離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方**が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）

* 令和4年3月末まで特例として、転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象としています

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職や社内で正社員転換を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和4年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和4年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



在職者の皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～働きながらスキルアップ～

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

スキルアップ
正社員転換
資格取得 など

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です
- **収入が一定以下の場合、働きながら給付金を受給して訓練を受講**できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）
- **雇用保険に加入していない方**が対象となります

■ 主な対象者の方は？

- ☑ **訓練を受けて正社員転換や資格取得を目指す方**
- ☑ **訓練を受けて今の仕事に役立つスキルを身に付けようとする方**
- ☑ **働きながら訓練を受けて転職を目指す方** など



訓練でパソコンや会計事務を学んで飲食店のマネージャーになりたい

訓練でマーケティングなどを学んでホテルの営業部門の正社員として働きたい

休業中に訓練を受けて仕事に役立つ資格を取得したい

訓練でデザインを学んで店舗で使うチラシやポップを作れるようになりたい



転職せずに働きながらスキルアップを目指す方が訓練を受講できるようになりました【令和4年3月末までの特例】

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和4年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和4年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます

! **働きながら受講しやすい夜間・土日のコースや
託児付きのコースも設けています**

コース検索はこちら



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～雇用期間終了後のステップアップに向けた支援～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



ステップアップ
につながる仕事
に転職など

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（※）
- 世帯全体の収入が月40万円以下（※）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 訓練の8割以上に出席する（※）
（病気や仕事など以外の理由により訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します。）

※ 令和4年3月31日までの特例



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031221訓03

■ 地方公共団体などで臨時的に雇用されている方とは？

地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です

- **都道府県、市町村**に雇用されている方
 - **都道府県、市町村から事業を委託されている事業主**に雇用されている方
- ※ 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- 職業訓練受講給付金は、訓練開始後、1か月ごとに支給します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として月に1回、ハローワークに来所し、職業相談を受けていただきます
- ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

コース検索はこちら



- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (※)
- 訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます ※ 令和4年3月31日までの特例



全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



求職者支援制度の特例措置について

求職者支援制度を活用しやすくするため、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和4年3月31日までの時限措置）

職業訓練受講給付金の特例措置

(1) 本人収入要件

- シフト制で働く方、自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入が8万円以下の方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none">・ シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします・ 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません・ 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none">・ 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします・ 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

- コロナ対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方が対象となります

- ・ 都道府県、市町村に雇用されている方
- ・ 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- * 従事する仕事の内容は限りません。コロナ対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

(2) 世帯収入要件

○ 世帯収入要件が月 40 万円以下となります

※ 世帯とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。内縁の関係にある者は配偶者とみなします

(3) 出席要件

○ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日についても、「やむを得ない欠席」とします

※ 仕事で訓練を欠席する日が病気などと同じやむを得ない欠席となり、訓練実施日の2割まで認められます

○ 出席要件が「訓練の 8 割以上に出席すること」となり、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します

※ 病気や仕事などによるやむを得ない欠席と、やむを得ない理由以外の欠席をあわせた欠席日が、訓練実施日の2割まで認められます

※ やむを得ない欠席日は給付金を減額せず、やむを得ない理由以外の欠席日は給付金を日割りで減額します

給付金の支給例 [支給単位期間の日数 30 日、訓練実施日 20 日のケース]

- ① やむを得ない欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 (満額支給)
- ② やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [特例措置の出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - (10 万円 × (4 日 / 30 日)) = 86,666 円 (減額支給)
- ③ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 2 日の場合
{20 日 - (2 日 + 2 日)} / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - {10 万円 × (2 日 / 30 日)} = 93,333 円 (減額支給)
- ④ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
{20 日 - (2 日 + 4 日)} / 20 日 = 70% ≯ 80% [特例措置の出席要件非該当]

訓練対象者の特例措置

(4) 働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります

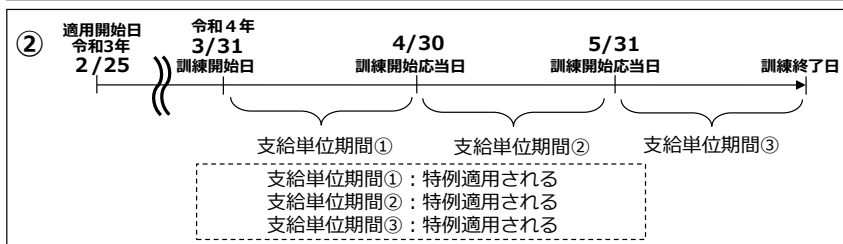
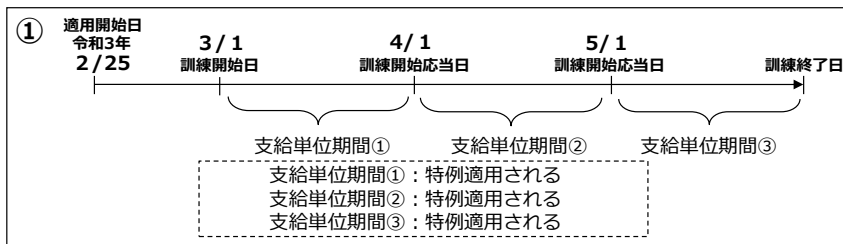
※ 現在の訓練対象者 (再就職や転職を目指して訓練を受講する方) の他に、上記の方が対象となります。今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方が、訓練を受講できるようになります。雇用保険被保険者の方は対象となりません

特例措置の適用

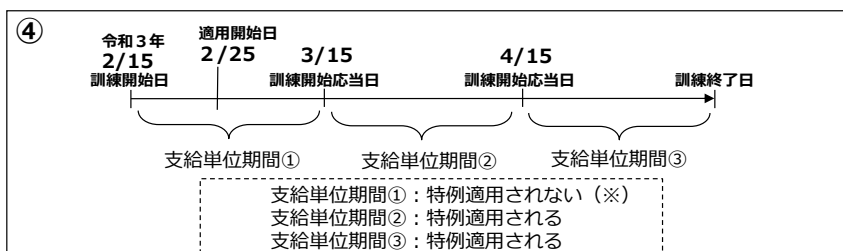
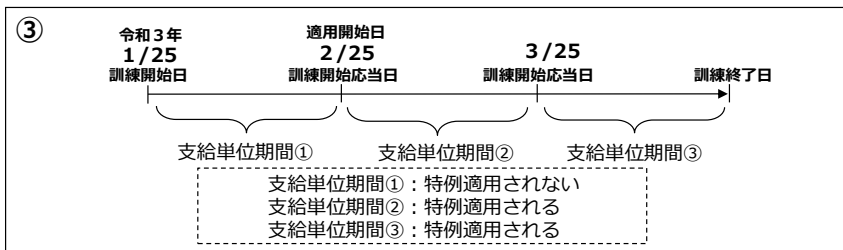
- (1) 本人収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年2月25日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年2月25日より前に訓練の受講を開始している方

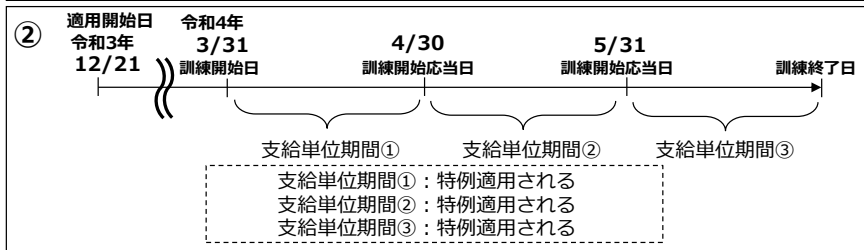
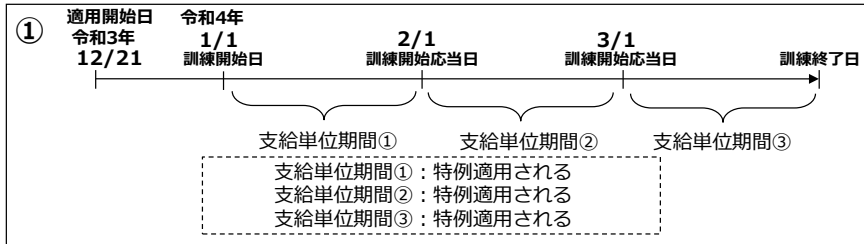


※ 支給単位期間①は、支給単位期間の初日が2月25日より前のため、特例措置を適用しない。

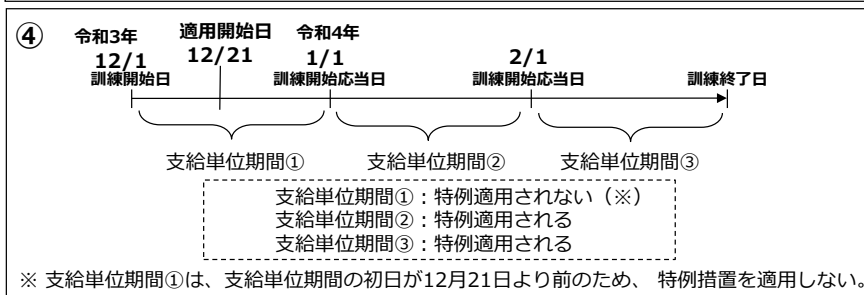
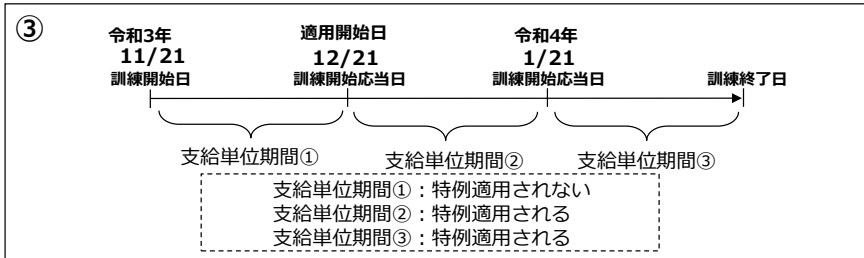
- (2) 世帯収入要件の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年12月21日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年12月21日より前に訓練の受講を開始している方



(3) 出席要件の特例措置は、仕事で訓練を欠席する場合の特例は令和3年2月25日の訓練の欠席から、訓練の8割以上の出席とやむを得ない理由以外の欠席日の給付金を日割りで減額する特例は令和3年12月21日の訓練の欠席から適用となります。また、令和4年3月31日までに訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります

(4) 訓練対象者の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に訓練受講申込みをした方に適用します

※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

再就職や転職を目指す皆様へ

求職者支援訓練のご案内

令和4年1月～3月開講コース

職業訓練

ビジネス・パソコン実務

医療事務・介護福祉実務

IT・Webデザイン

就職サポート

職業相談の実施

履歴書・ジョブカード
作成支援

給付金の 支給

月10万円の生活支援

※給付金支給要件は管轄の
ハローワークへお尋ね下さい

安定した就職

■ 求職者支援訓練をご存じですか？

就職活動中の方に知っていただきたい制度があります！

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方を対象とした厚生労働大臣認可の公的職業訓練です

職業訓練の
受講料は無料です
※テキスト代
検定料等は
自己負担

キャリア
コンサルティングの
実施など
早期就職を
サポートします

R3.12.17改版

主な対象の方は？

離職者

雇用保険の適用がなかった離職者の方
フリーランス・自営業を廃業した方 / 雇用保険の受給が終了した方

在職者

一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

厚生労働省・静岡労働局・ハローワーク

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 (ポリテクセンター静岡)
求職者支援課 静岡市駿河区登呂3-1-35 TEL:054-285-7152

URL: http://www.jeed.go.jp/location/shibu/shizuoka/kyu_shien.html



静岡県内求職者支援訓練 受講生募集

令和4年1月～3月開講コースのご案内

地区	コース名	定員	募集期間	訓練期間	訓練実施施設 訓練実施場所&問合せ先
東部地区	【実践コース】 製造現場に役立つ 『エクセルVBA科』(短期間)	20名	12/17 ～ 2/2	3/1～3/31 (1ヶ月)	エキスパートパワーシズオカ HRSセンター沼津 場所：沼津市御幸町17-5 TEL：055-934-5051
	【訓練概要】 VBAの入門（マクロ作成、基本操作）、基礎～プログラム作成、デバッグ等の知識及び技能・技術を習得する。				
	【実践コース】 東部介護職員スタートアップ研修科 (短期・短時間)	20名	12/16 ～ 2/8	3/5～4/3 (1ヶ月)	ジョブアシストカレッジ沼津校 場所：沼津市大手町3-6-10 沼津駅前ビル4階 TEL：053-489-9191（浜松本校）
	【訓練概要】 施設介護における食事等の身体の世話、食事・洗濯・炊事等の日常生活の自立支援に関する知識及び技能・技術を習得する。				
東部地区	【実践コース】 医療事務スタッフ養成科 (短期間・短時間)	14名	11/18 ～ 2/16	3/14～5/13 (2ヶ月)	株式会社ニチイ学館 沼津校 場所：沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階 TEL：055-954-1501
	【訓練概要】 医療機関における外来受付窓口対応、診療報酬請求事務に関する知識及び技能を習得する。				
	【基礎コース】 ビジネスパソコン事務基礎科	15名	12/1 ～ 2/24	3/22～7/5 (3.5ヶ月)	伊東高等職業訓練校 場所：伊東市和田二丁目2番41号 TEL：0557-37-8916
【訓練概要】 一般事務の仕事におけるパソコンのスキル及び知識の習得。 また、職業人講話及び職場見学等により職業意識の向上を図る。					
東部地区	【実践コース】 パソコン実務科(短期間・短時間)	20名	11/8 ～ 3/2	3/28～6/17 (2.5ヶ月)	株式会社静岡キャリアステーション 場所：富士市鳥島町82 富士商工会議所3階研修室 TEL：0545-53-0553
	【訓練概要】 パソコンのアプリケーションソフトの便利な機能や応用を学び、即戦力となる技術を習得する。				ホームページ TOP→ 
中部地区	【実践コース】 パソコン実務科(短期間・短時間)	20名	11/18 ～ 12/17	1/18～3/17 (2ヶ月)	株式会社静岡キャリアステーション 静岡研修センター 場所：静岡市葵区黒金町20-3 富士岡第二ビル5階 TEL：054-275-1255
	【訓練概要】 パソコンのアプリケーションソフトの便利な機能や応用を学び、即戦力となる技術を習得する。				ホームページ TOP→ 
	【実践コース】 ホームページデザイン科	10名	11/8 ～ 1/13	2/7～6/6 (4ヶ月)	HYRSパソコン教室 東小川校 場所：焼津市東小川4-4-21 TEL：054-626-7666
【訓練概要】 ホームページデザイン管理部門においてホームページの制作・管理・補修作業ができる。					

厚生労働省 ホームページ
「求職者支援制度のご案内」はこちら →



地区	コース名	定員	募集期間	訓練期間	訓練実施施設 訓練実施場所&問合せ先
中部地区	【実践コース】 Webの基礎も学べる 事務職スキル習得科（短時間）	15名	12/3 ～ 1/24	2/17～6/16 （4ヶ月）	日建学院 静岡校 場所：静岡市駿河区森下町4-30 メンテックビル6階 TEL：054-654-5091
	【訓練概要】 文書・表計算ソフトの使用方法及び文書類・帳票類の作成に関する知識と技能を習得する。				求職者支援訓練の受講→ 
	【基礎コース】 3ヶ月でパソコンスキル が身につく基礎科	8名	11/8 ～ 2/7	3/4～6/3 （3ヶ月）	HYRS/パソコン教室 石津校 場所：焼津市石津中町17-11 TEL：050-3422-7262
	【訓練概要】 社会人に必要な一般常識やコミュニケーション能力の習得と、文書作成ソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトの操作を身につける。				
	【実践コース】 Web&デザイン科 （託児サービス付）	15名	11/8 ～ 2/18	3/16～7/15 （4ヶ月）	株式会社システムプラザソフィア 場所：静岡市清水区銀座5-2 TEL：054-367-2641
	【訓練概要】 企業で必要とされる画像処理ソフトの操作技術とWebサイトの編集技能・印刷物の企画デザイン知識と技能を習得し、コンテンツ制作の各種数値管理に必要な表計算ソフト(エクセル)のデータ管理技術を習得する。				ソフィア訓練通信→ 
【実践コース】 パソコン実務科 （短期間・短時間）	20名	11/18 ～ 2/24	3/22～5/20 （2ヶ月）	株式会社静岡キャリアステーション 静岡研修センター 場所：静岡市葵区黒金町20-3 富士岡第二ビル5階 TEL：054-275-1255	
【訓練概要】 パソコンのアプリケーションソフトの便利な機能や応用を学び、即戦力となる技術を習得する。				ホームページTOP→ 	
【実践コース】 学ぼう！Excel VBA プログラミング科（短期・短時間）	12名	12/17 ～ 3/1	3/25～5/27 （2ヶ月）	富士テクノロジーサービス株式会社 場所：静岡市駿河区八幡5-16-3 TEL：054-204-2031	
【訓練概要】 IT技術の基礎知識を学びながら、IT部門や事務職でも実践的に活躍できるVBAの基礎知識を演習で身につけます。					
【実践コース】 学ぼう！Pythonプログラミング科 （短期・短時間）	12名	12/17 ～ 3/2	3/28～5/27 （2ヶ月）	富士テクノロジーサービス株式会社 場所：静岡市駿河区八幡5-16-3 TEL：054-204-2031	
【訓練概要】 アプリケーション開発におけるPythonプログラミング、システム開発の知識及び技能・技術を習得する。					
西部地区	【実践コース】 医療事務・ドクターズクラーク養成科 （短期間）	10名	11/8 ～ 12/20	1/19～3/18 （2ヶ月）	株式会社二チイ学館浜松校 場所：浜松市中区鍛冶町319-28 遠鉄鍛冶町ビル8F TEL：053-451-6865
	【訓練概要】 医療機関における外来受付窓口対応、診療報酬請求事務に関する知識を身につける。また医師事務作業補助者（ドクターズクラーク）として電子カルテの活用や診断書の作成までの知識やスキルを身につける。				
【実践コース】 パソコンオフィスワーク実践科	13名	11/8 ～ 1/7	2/2～4/28 （3ヶ月）	アシストパソコンスクール 場所：掛川市北門138-2 （学習センター西側） TEL：0537-62-1835	
【訓練概要】 ビジネス文書などの職業基礎能力を身に付け、表計算のITスキルを習得する。					

地区	コース名	定員	募集期間	訓練期間	訓練実施場所&問合せ先
西部地区	【実践コース】 WEBデザイン事務科	20名	11/8 ～ 1/26	2/21～6/20 (4ヶ月)	サスネット 本部校 場所：浜松市東区宮竹町728 浜松スポーツセンター7F TEL：053-424-8811
	【訓練概要】 「オンライン対応コース（キャリアコンサルティングのみ）」 OA事務員に必要とされる実践的PCスキルに加え、ホームページの作成や画像/描画編集技術を学ぶことにより、総合的な就職力を身に付ける。 訓練説明会→ 				
	【実践コース】 医療・調剤事務科	15名	11/8 ～ 1/31	2/25～5/24 (3ヶ月)	シグマカレッジ 浜松校 場所：浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー3F TEL：0077-78-8633(7カール)
	【訓練概要】 医療事務職及び調剤事務職に必要な基礎知識・会計処理知識・接客マナー、 医事コンピュータ操作技能を習得し、医療・調剤事務作業における即戦力となる。				
	【実践コース】 ビジネススキル養成科 (託児サービス付) (短時間)	20名	11/8 ～ 2/8	3/7～6/6 (3ヶ月)	ジョブアシストカレッジ 場所：浜松市中区北寺島町211-8 TEL：053-489-9191
【訓練概要】 企業で必要とされているコミュニケーションスキル・ビジネスマナーを学び、 営業活動を行う為のパソコンスキルの習得、営業活動を行う為の プレゼンテーションスキルを習得する。 YouTube→ 					
【実践コース】 広告・WEBデザイン科	20名	11/8 ～ 2/9	3/8～7/7 (4ヶ月)	サスネット 本部校 場所：浜松市東区宮竹町728 浜松スポーツセンター7F TEL：053-424-8811	
【訓練概要】 「オンライン対応コース（キャリアコンサルティングのみ）」 Webサイトのイラスト作成、フォトデータ加工、HTML/CSSコーディングや 広告媒体のフライヤー、POP制作に関する知識及び技能・技術を習得する。 訓練説明会→ 					
【実践コース】 パソコン事務科 (短期間・短時間)	15名	11/18 ～ 2/24	3/22～4/14 (1ヶ月)	サスネット 本部校 場所：浜松市東区宮竹町728 浜松スポーツセンター7F TEL：053-424-8811	
【訓練概要】 OA事務員に必要とされる実践的PCスキルを学ぶことにより、総合的な就職力を身に付ける。					
【実践コース】 基礎から実践までしっかりと学べる！ Word・Excel・VBA科(短時間)	15名	11/18 ～ 3/4	3/30～7/29 (4ヶ月)	日建学院 浜松校 場所：浜松市中区大工町125 シャンソンビル浜松1F TEL：053-546-1077	
【訓練概要】 OA事務員の主な職務・仕事に必要なワープロソフトの応用的な知識及び技能、表計算ソフト の高度な知識及び技能を習得する。					

■申し込み方法

住所地を管轄するハローワークで求職申込を行い、応募要件や制度の説明などの職業相談を行ったうえで、
受講申込書の交付を受けて手続きをしてください。

※応募者が定員の半数に満たない場合は開講しない場合があります。

公共職業安定所	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
ハローワーク下田	415-8509	下田市4-5-26	0558-22-0288	下田市、賀茂郡
ハローワーク三島	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055-980-1300	熱海市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡
ハローワーク伊東	414-0046	伊東市大原1-5-15	0557-37-2605	伊東市
ハローワーク沼津	410-0831	沼津市市場町9-1 合同庁舎1階	055-931-0145	沼津市、裾野市、駿東郡のうち清水町・長泉町
ハローワーク御殿場	412-0039	御殿場市かまど字水道1111	0550-82-0540	御殿場市、駿東郡のうち小山町
ハローワーク富士	417-8609	富士市南町1-4	0545-51-2151	富士市
ハローワーク富士宮	418-0031	富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128	富士宮市
ハローワーク清水	424-0825	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054-351-8609	静岡市のうち清水区
ハローワーク静岡	422-8045	静岡市駿河区西島235-1	054-238-8609	静岡市のうち葵区・駿河区
ハローワーク焼津	425-0028	焼津市駅北1-6-22	054-628-5155	焼津市、藤枝市
ハローワーク島田	427-8509	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609	島田市、榛原郡のうち川根本町
ハローワーク榛原	421-0421	牧之原市細江4138-1	0548-22-0148	牧之原市、榛原郡のうち吉田町
ハローワーク掛川	436-0073	掛川市金城71	0537-22-4185	掛川市、菊川市、御前崎市
ハローワーク磐田	438-0086	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181	磐田市、袋井市、御智郡
ハローワーク浜松	432-8537	浜松市中区浅田町50-2	053-541-8609	浜松市のうち中区・東区・西区・南区、湖西市
ハローワーク細江	431-1302	浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165	浜松市のうち北区
ハローワーク浜北	434-0037	浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233	浜松市のうち天竜区、浜北区